

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月16日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第96号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「及び第5条から第8条まで」を「第5条、第7条、第8条及び第11条」に改め、「の各号」を削り、同条第3項ただし書を削り、同項第1号ア中「4,300円」を「3,700円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、4,300円）」に改め、同号イ中「5,150円」を「4,450円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、5,150円）」に改め、同号ウ中「5,500円」を「4,700円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、5,500円）」に改め、同号エ中「6,800円」を「5,850円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、6,800円）」に改め、同号オ中「8,000円」を「6,850円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、8,000円）」に改め、同項第2号ア中「4,300円」を「3,700円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、4,300円）」に改め、同号イ中「4,850円」を「4,150円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、4,850円）」に改め、同号ウ中「5,300円」を「4,550円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、5,300円）」に改め、同項第3号ア中「3,900円」を「3,350円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、3,900円）」に改め、同号イ中「4,550円」を「3,900円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、4,550円）」に改め、同号ウ中「5,150円」を「4,450円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、5,150円）」に改め、同項第4号ア中「3,550円」を「3,050円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、3,550円）」に改め、同号イ中「3,900円」を「3,350円（1月1日及び12月31日の勤務にあつては、3,900円）」に改め、同号ウ中「4,000円」を「3,450円（1月1日及び12月31日

日の勤務にあつては、4,000円)」に改める。

第14条の2中「第5条」の右に「, 第7条」を加える。

附 則

この規則は、平成17年12月29日から施行する。

(総務局人事部給与課)